

後期高齢者医療（長寿医療）被保険者証の更新について

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、平成21年7月31日までです

後期高齢者医療（長寿医療）の被保険者証の有効期限は平成21年7月31日となっていますので、7月下旬に新しい被保険者証（有効期間：平成21年8月1日～平成22年7月31日）を送付します。現在お持ちの被保険者証は、8月1日以降使用できません。また、個人情報に記載されていますので、市市民課または各支所・出張所へ返還するなど、適切に処分してください。

■8月1日時点で判定見直し

被保険者の皆さんには、医療機関の窓口で、現在1割または3割（現役並み所得者）の自己負担

をお願いしています。この1割または3割の負担割合などの判定の見直しは、『平成20年1月1日から12月31日までの収入や課税所得』を基に8月1日時点で行います。判定基準は下表のとおりです。詳しくは、市市民課または岡山県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

■問い合わせ先

市市民課

☎0869-22-3958

岡山県後期高齢者医療広域連合

☎086-245-0090

所得判定対象期間	平成20年1月1日～12月31日の収入や課税所得	
判定基準	① 1割負担	<ul style="list-style-type: none"> ●同一世帯の被保険者が、住民税課税所得が145万円未満の人 ●同一世帯の被保険者が、収入合計額が383万円未満（世帯内に被保険者が2人以上いる場合は、520万円未満）の人※ ●世帯内の被保険者が1人であって、住民税課税所得が145万円以上で収入が383万円以上の人で、同一世帯の70歳以上75歳未満の人も含めた収入合計が520万円未満の人※
	② 3割負担	上記の条件に該当しない人



※該当する場合は、必ず申請が必要です。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定の更新について

現在お持ちの認定証の有効期限は、平成21年7月31日までです

市民税非課税世帯に属する被保険者の人は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定の申請をすることによって、入院時における自己負担限度額や食事代を減額することができます。

現在、認定証をお持ちの人は、有効期限が平成21年7月31日までとなっています。引き続き平成21年度も該当となる人で、所得や入院日数などの確認の必要のない人は、申請は必要ありません。認定証は、被保険者証と併せて送付します。また、所得や入院日数などの確認の必要のある人については、申請のご案内を送付しますので、市市民課または各支所・出張所で再度申請などの手続き

をしてください。

なお、有効期限の過ぎた減額認定証は、個人情報に記載されていますので、市市民課または各支所・出張所へ返還するなど、適切に処分してください。

詳しくは、市市民課または岡山県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

■問い合わせ先

市市民課

☎0869-22-3958

岡山県後期高齢者医療広域連合

☎086-245-0090



今年もやります!!

人形劇の祭典



喜之助フェスティバル2009瀬戸内

「市民の手で心をこめて 新たなフェスへ 今！」をテーマに第21回喜之助フェスティバル2009瀬戸内を開催します。

▽日時 8月22日（土）

午前10時～午後4時30分

8月23日（日）

午前10時～午後4時

▽場所 瀬戸内市中央公民館（旧

邑久町公民館）

▽観劇料（2日間共通）

前売券 3歳～中学生500円

高校生以上 700円

当日券 3歳～中学生800円

高校生以上1,000円

※前売販売期間 7月1日（水）

～8月21日（金）

▽前売券取扱窓口 瀬戸内市中央

公民館・長船町公民館・牛窓

町公民館ほか

☆ボランティアスタッフ募集中!

喜之助フェスティバル市民実行委員会では、開催日前後の準備や後片付けなどをはじめ、8月22、23日の両日に会場案内や受付などにご協力いただけるボランティアスタッフを募集しています。

喜之助フェスティバルを開催するためには、市民の力が欠かせません。

皆さんも一緒に手づくり感あふれる心のこもった喜之助フェスティバルを開催しませんか?

▽募集期限 7月21日（火）

■問い合わせ・応募先

喜之助フェスティバル市民実行委員会（邑久コミュニティセンター内）

☎090-8247-4680

人権の尊重される 社会の実現に向けて

日本国憲法第14条では「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない」と規定され、法の下に平等を保障しています。

一人一人が「人権」について考え、さまざまな人権問題の解決に向けて主体的に取り組む、すべての人々がかけがえのない存在として尊重される社会を築きましょう。

●人権侵害の原因となる「身元調査」などを拒否しましょう

「身元調査」や「聞き合わせ」はさまざまな差別を助長し、基本的人権の侵害の原因となります。しかしながら、いまだに結婚や就職時に身元調査などが行われることがあります。

婚姻は、両性の合意のみに基づいて行われるべきものであり、また、就職は本人の能力・適性によ

って採否が決定されるべきものです。さまざまな差別につながる身元調査などを行わないようにしましょう。

「えせ同和行為」を排除しましょう
同和問題を口実にして、高額な書籍などの購入強要や不当な金銭要求などを行う「えせ同和行為」の被害が後を絶ちません。

「えせ同和行為」は、差別意識の解消に向けたこれまでの取り組みの効果を一挙に覆し、同和問題解決の大きな障害要因となっています。このような不当な要求に対しては、相手に付け入るすきを与えず、きっぱりと断りましょう。

●インターネット上の差別書き込みを根絶しましょう
インターネット上の掲示板に匿名性を悪用して、誹謗・中傷など無責任な書き込みがなされ、重大な人権侵害を引き起こしています。

こうした書き込みにより誰かが傷つくことも十分に考えて、モラルをわきまえ、差別書き込みを根絶していきましょう。

■問い合わせ先

市市民課

☎0869-22-3922